

太陽光発電設備を設置された方へ

＜固定資産税（償却資産）のお知らせ＞

彦根市

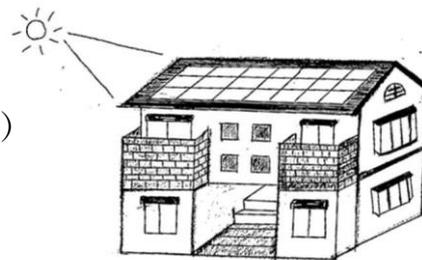
太陽光発電設備につきまして、以下のように事業の用に供するものは、償却資産として固定資産税の課税対象となりますので、償却資産申告書の提出をお願いいたします。

課税対象について

| | 余剰買取 (発電された電気を自家消費用に充て、 残った電気を電力会社に売却) | 全量買取 (発電された電気の全量を 電力会社に売却) |
|-----------------------|---|--|
| 個人 (住宅用) | 【課税対象外】 個人利用を主な目的とした資産であるため、事業用資産に該当しません。 | 【課税対象】 収益を得ることを目的としているため、事業用資産に該当します。 |
| 個人 (事業用) 法人 | 【課税対象】 本来の事業の付随業務であるため、事業用資産に該当します。 (例) 賃貸住宅の屋根に設置した太陽光発電設備は、不動産賃貸業の業務の一部として取り扱います。(発電した電力をすべて入居者が利用していても、課税対象) | 【課税対象】 収益を得ることを目的としているため、事業用資産に該当します。 |

課税対象となる太陽光発電設備の例

- ・太陽光パネル（家屋の屋根材となっている場合を除く）
- ・架台 ・送電設備 ・電力量計
- ・パワーコンディショナー など



※ 太陽光発電設備を減価償却する際に用いる耐用年数は、17年です。

(種類：2種、細目コード：7551 その他の設備 - 主として金属製のもの)

※ 固定資産税（償却資産）においては、所得税や法人税のような租税特別措置法に基づく特別償却及び税額控除の制度はありません。